

# 八尾市個人情報保護審査会規則

平成 10 年 9 月 18 日

規則第 37 号

改正 平成 12 年 3 月 31 日規則第 6 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号

## 八尾市個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市個人情報保護条例(平成 10 年八尾市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 31 条第 7 項の規定により、八尾市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第 4 条 委員の報酬の額は、会議に出席した日 1 日につき 21,000 円とする。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、総務部市政情報課において行う。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に行われる審査会その他会長及び会長があらかじめ指名する会長の職務を代理する委員が欠けている場合における審査会は、市長が招集する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。